

令和4年度

切田財産区一般会計
歳入歳出決算審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第74号
令和5年10月11日

切田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和4年度切田財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度切田財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度切田財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和4年度切田財産区一般会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月11日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 19,948,000円に対し、歳入 21,943,791円、歳出 16,607,558円で、歳入歳出差引額は 5,336,233円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	令和4年度	令和3年度
歳入総額 ①	21,943,791 ^円	14,823,007 ^円
歳出総額 ②	16,607,558	8,098,763
歳入歳出差引額 ①-② ③	5,336,233	6,724,244
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	5,336,233	6,724,244
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	2,700,000	3,400,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、21,943,791円で、調定額と同額であり、前年度に比べて7,120,784円（48.0%）の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 6,170円、財産運用収入 116,638円、基金繰入金 6,874,000円、繰越金 3,324,244円、雑入 11,622,739円となっている。

雑入の内訳は、造林木販売収益分収金 11,622,577円、歳計現金利子 162円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、16,607,558円で、予算現額に対する執行率は 83.3%となり、前年度に比べて 8,508,795円（105.1%）の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 2,874,310円、総務管理費 13,733,248円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 80,385円、森林総合整備事業費 665,500円、諸費 12,987,363円となっている。

諸費の内訳は、負担金、補助及び交付金 32,000円、積立金 12,955,363円となっている。

(4) その他

当年度末（令和5年3月31日）現在の財政調整基金は、31,543,854円となっている。事業については、造林事業として 7.28haの材積調査を実施している。

令和4年度

深持財産区一般会計
歳入歳出決算審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第74号
令和5年10月11日

深持財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和4年度深持財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度深持財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度深持財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和4年度深持財産区一般会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月11日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 15,196,000円に対し、歳入 15,186,141円、歳出 10,988,496円で、歳入歳出差引額は 4,197,645円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	令和4年度	令和3年度
歳入総額 ①	15,186,141	49,615,166
歳出総額 ②	10,988,496	44,378,206
歳入歳出差引額 ①-② ③	4,197,645	5,236,960
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	4,197,645	5,236,960
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	2,100,000	2,700,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、15,186,141円で、調定額と同額であり、前年度に比べて 34,429,025円（69.4%）の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 355,587円、県補助金 913,490円、財産運用収入 6,207,975円、基金繰入金 5,172,000円、繰越金 2,536,960円、雑入 129円となっている。
雑入は、歳計現金利子である。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、10,988,496円で、予算現額に対する執行率は 72.3%となり、前年度に比べて 33,389,710円（75.2%）の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,796,937円、総務管理費 6,191,559円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 126,191円、森林総合整備事業費 1,342,900円、諸費 4,722,468円となっている。

諸費の内訳は、負担金、補助及び交付金 3,186,000円、積立金 1,536,468円となっている。

(4) その他

当年度末（令和5年3月31日）現在の財政調整基金は、75,512,868円となっている。

事業については、造林事業として 5.20ha の除伐を実施している。

令和4年度

法量財産区一般会計
歳入歳出決算審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第74号
令和5年10月11日

法量財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和4年度法量財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度法量財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度法量財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和4年度法量財産区一般会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月11日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 13,474,000円に対し、歳入 13,472,719円、歳出 10,762,390円で、歳入歳出差引額は 2,710,329円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	令和4年度	令和3年度
歳入総額 ①	13,472,719	18,545,303
歳出総額 ②	10,762,390	14,892,082
歳入歳出差引額 ①-② ③	2,710,329	3,653,221
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	2,710,329	3,653,221
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	1,400,000	1,900,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、13,472,719円で、調定額と同額であり、前年度に比べて5,072,584円（27.4%）の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 3,426,400円、財産運用収入 226,277円、繰入金 6,402,000円、繰越金 1,753,221円、雑入 1,664,821円となっている。

雑入の内訳は、分収造林分収金 1,137,600円、立木伐採補償金 527,135円、歳計現金利子 86円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、10,762,390円で、予算現額に対する執行率は 79.9%となり、前年度に比べて 4,129,692円（27.7%）の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,205,932円、総務管理費 6,556,458円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 54,111円、森林総合整備事業費 16,000円、諸費 6,486,347円となっている。

諸費の内訳は、負担金、補助及び交付金 2,073,400円、積立金 4,412,947円となっている。

(4) その 他

当年度末（令和5年3月31日）現在の財政調整基金は、52,873,658円となっている。

令和 4 年 度

奥 瀬 財 産 区 一 般 会 計
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号
令和5年10月11日

奥瀬財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和4年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度奥瀬財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和4年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月11日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 29,540,000円に対し、歳入 29,579,094円、歳出 24,735,706円で、歳入歳出差引額は 4,843,388円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

区 分	令和4年度	令和3年度
歳入総額 ①	29,579,094	44,118,138
歳出総額 ②	24,735,706	41,956,244
歳入歳出差引額 ①-② ③	4,843,388	2,161,894
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	4,843,388	2,161,894
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	2,500,000	1,100,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、29,579,094円で、調定額と同額であり、前年度に比べて14,539,044円（33.0％）の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 1,351,561円、県補助金 521,832円、財産運用収入 234,691円、繰入金 16,560,000円、繰越金 1,061,894円、受託事業収入 3,960,000円、雑入 5,889,116円となっている。

雑入の内訳は、分収造林分収金 5,888,967円、歳計現金利子 149円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、24,735,706円で、予算現額に対する執行率は 83.7％となり、前年度に比べて 17,220,538円（41.0％）の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,177,542円、総務管理費 20,558,164円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 93,907円、森林総合整備事業費 3,856,600円、森林研究・整備機構分収造林費 3,960,000円、林道維持費 467,576円、諸費 12,180,081円となっている。

諸費の内訳は、負担金、補助及び交付金 2,674,400円、積立金 9,505,681円となっている。

(4) その他

当年度末（令和5年3月31日）現在の財政調整基金は、44,054,071円となっている。

事業としては、造林事業として 3.0haの下刈、2.5haの植栽、7.39haの補植を実施している。

令和4年度

沢田財産区一般会計
歳入歳出決算審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第74号
令和5年10月11日

沢田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和4年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度沢田財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和4年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月11日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 3,512,000円に対し、歳入 3,510,478円、歳出 2,202,687円で、歳入歳出差引額は 1,307,791円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	令和4年度	令和3年度
歳入総額 ①	3,510,478	5,565,243
歳出総額 ②	2,202,687	4,142,027
歳入歳出差引額 ①-② ③	1,307,791	1,423,216
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	1,307,791	1,423,216
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	700,000	800,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、3,510,478円で、調定額と同額であり、前年度に比べて2,054,765円（36.9%）の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 5,220円、財産運用収入 31,903円、繰入金 2,809,000円、繰越金 623,216円、雑入 41,139円となっている。

雑入の内訳は、立木伐採補償金 41,109円、歳計現金利子 30円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、2,202,687円で、予算現額に対する執行率は 62.7%となり、前年度に比べて 1,939,340円（46.8%）の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 967,942円、総務管理費 1,234,745円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 10,230円、森林総合整備事業費 127,212円、諸費 1,097,303円となっている。

諸費の内訳は、負担金、補助及び交付金 78,200円、積立金 1,019,103円となっている。

(4) その他

当年度末（令和5年3月31日）現在の財政調整基金は、56,448,688円となっている。

事業としては、一日奉仕作業として下刈を実施している。